

平成 30 年 12 月 日

給 与 支 払 者 様

和 歌 山 県
美 浜 町

給与支払報告書及び総括表等の提出についてのお願い

平素より、当町の税務行政にご理解、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、所得税の源泉徴収義務のある給与支払者（事業主）様には、法令により、給与所得者（パート・アルバイト・役員等、全ての従業員）の個人住民税についても毎月支払われる給与から天引きし、従業員が在住する各市町村へ納入する制度（特別徴収）が義務づけられています。

そこで、和歌山県内の全ての市町村と県では、平成 30 年度より原則として、全ての給与支払者（事業主）の皆様は、この特別徴収を行っていただくための取り組みを推進しています。美浜町では更なる推進を目指し、来年度も引き続きこの取り組みを実施いたしますので、給与支払報告書等の作成及び提出におきましてもご協力くださいますようお願いいたします。

なお、下記の特別徴収できない理由に該当する給与所得者（従業員）は、普通徴収（従業員が自分で納付）とすることができますので該当される方がいる場合は、給与支払報告書個人別明細書摘要欄に a～d を記載し、給与支払報告書提出時に「普通徴収切替理由（兼仕切紙）」の添付をお願いいたします。

【普通徴収で納付できる方】

- a 退職者または給与支払報告書を提出した年の 5 月 31 日までに退職予定の方
- b 給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- c 給与の支払が不定期である方（例：給与の支払が毎月ではない）
- d 他の事業所から支給される給与から個人住民税を特別徴収している方（乙欄該当者）

～その他留意事項～

●配偶者控除・配偶者特別控除の変更

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限の引き上げや、配偶者控除及び配偶者特別控除の条件や控除額が変更されます。

●給与支払報告書等への個人番号・法人番号の記載について

平成 29 年度から、給与支払報告書の総括表及び個人別明細書に個人番号及び法人番号の記載が必要です。今一度ご確認ください。

ご不明な点等がございましたら、お手数ですが下記の連絡先までお問い合わせください。

美浜町役場税務課個人住民税係

TEL : 0738-23-4903 (直通)